

萩市立萩東中学校 部活動活動方針

1 はじめに

(1) 本校の部活動の現状

本校では、これまで学校教育の一環として部活動が行われてきた。その中で、生徒の望ましい運動習慣の確立や健全な心身の育成等の大きな成果をあげてきた。また、地域行事への参加や施設への訪問を通して、社会性や公共性の育成を図りながら、地域や地域の人々に活力を与えてきた。

(2) 本方針策定の趣旨

本校においては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」、「運動部活動の在り方に関する方針（山口県）」、「文化部活動の在り方に関する方針（山口県）」「部活動の在り方に関する方針（萩市）」に基づき、活動について明確に示し、生徒にとって、より一層有意義な活動とするための指針として「萩市立萩東中学校部活動活動方針」を定めることとする。

この方針は、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく本校のすべての部活動を対象とする。

2 部活動の位置づけ

- (1) 部活動は、スポーツや文化、科学等、共通の興味・関心をもった生徒の自主的・自発的な参加により、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われるものである。
- (2) 部活動に取り組むことを通して、目的意識をもって充実した生活を送るだけでなく、異年齢による交流の中で、リーダー性や協調性等の社会性や公共心を育むことができ、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる。
- (3) 部活動は、スポーツや文化、科学等に親しむ基礎を育み、その楽しさや喜びを味わうことで、生涯にわたって、豊かな生活を営むための資質や能力を高めることができる。
- (4) スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等を図ることができる。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ① 本方針を策定し、生徒にとってより一層有意義かつ適切な活動を行う。
- ② 部活動顧問は、概ね翌月が始まる2週間前までに活動計画等（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出するとともに、生徒及び保護者等に周知する。

- ③ 部活動顧問は、保護者・生徒に部活動運営について、理解を得るよう部活動懇談会等を開催する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 生徒や教職員の数等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ② 部活動は、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動における顧問の運営、指導については、校長の適切な管理・指導のもとで行う。
- ③ 部活動全体の推進を図るため、校内に部活動担当教員を配置し、必要に応じて部活動顧問会議等を実施し、部活動運営における意思の疎通に努める。
- ④ 顧問、学級担任、保護者等が連携し、円滑な運営を心がける。
- ⑤ 必要に応じてキャプテン・部長会議、部活集会等を開催し、努力目標の共通化・意識化を図る。
- ⑥ キャプテン・部長会議において選出された部活部長会長を中心に、必要に応じてアンケート等を実施し、部活動の現状把握と生徒のニーズの吸い上げを行い、適切に対応する。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ① 部活動の実施に当たっては生徒の心身の健康管理（熱中症・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 部活動顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒の主体的な取組を促し、生徒一人ひとりがそれぞれの目標を達成できるよう、合理的でかつ効率的・効果的な指導を積極的に導入し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

5 適切な休養日等の設定について

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 休養日

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。）
- ② 土曜日及び日曜日の両日に大会参加等で活動した際には、月曜日を休養日とする。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。なお、学校閉庁日

及び年末年始は原則休養期間とする。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

6 安全管理と事故防止について

(1) 施設・設備用具等の安全点検と指導

- ① 活動場所における施設・設備の点検、整頓・清掃、活動における安全対策を徹底するとともに、生徒が自ら身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導する。
- ② 原則、部活動顧問の管理下のもと、活動する。終了後の施設等を確実に行う。（会議や出張等で不在の場合は、休養日にするか、代理の教員の管理のもと、活動する。）

(2) 健康状態の把握・天候や気象を考慮した指導

- ① 生徒の健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては無理をさせず、活動内容を制限するか、その日の活動を休んで帰宅させるなど適切な対応をとる。
- ② 担任や養護教諭、保護者等との連絡を密にし、既往症のある生徒については、医師の指示に従うなど健康状態について常に把握しておく。
- ③ 活動時の暑熱環境や気象条件に留意する。特に高温・多湿下においては、暑さ指数（WBGT）を参考に適切な水分補給、健康観察を行い、熱中症事故の防止に十分留意する。「高温注意情報」が発令された地域や時間帯での活動は原則中止とする。
- ④ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。
- ⑤ 急激な天候の変化（急な大雨、竜巻、雷等）があった場合には、安全確保や適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）に配慮する。

(3) 事故発生時の対応

事故発生時の対応については、危機管理マニュアル等をもとに、迅速・的確に全教職員の協力や関係機関との協力を得るなどして組織的に対応する。

7 その他

(1) 地域貢献

生徒は、地域に元気や活力を与える人材である。地域行事等に積極的に参加し、地域貢献に努めることで、地域から愛され、応援される部活動をめざす。

(2) 教職員のワークバランス

部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教

職員の他の校務分掌を勘案した上で行うなど、適切な業務量となるよう留意するとともに、教員のワークバランスに資するよう、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。